

基本的な考えについて

本来、薬が処方され服用するということは発病しているということ、また怪我などをしてしまった場合に、治療のために薬を処方されることがあります。病気・怪我などの治療を行うことは、特にまだ小さい子どもにとっては、安心できるご自宅で保護者の方と安静に過ごすことが体力の回復、病気の早期の完治につながると考えておりますので、できるだけご自宅ならびに保護者の方で治療していただきたいと思います。しかし、やむをえない場合に限り保護者の方にかわって、保育士が薬を飲ませますが、慎重に対応するために、次の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

＜医師へ受診、薬を処方される際に聞いてください＞

1. 保育園に通園していること、通園が可能かどうかの確認をしてください。
2. 保育園を休むほどではないが、薬の服用が必要なのかどうか？
必要と診断された場合 ①朝、夕2回の処方に変更してもらえるかどうか？
②服用が3回の場合でも、朝・夕・寝る前等、時間をずらすなどして保育園で服用しないで済む方法をお聞きください。

※できるだけご自宅に対応していただけるように医師とご相談をお願いします。

＜3回の服用・保育園での服用が必要と診断された場合＞

1. 指示のあった薬は、1回分のみ対応します。その際薬にクラス・名前を記入してください。そして袋へ入れて持ってきてください。
2. 「薬の連絡票」を記入して提出していただきます。記入もれのないようにお願いします。
3. 「薬の連絡票」と共に、「薬の説明書」（薬剤情報提供書類）も提出していただきます。
4. 「薬の連絡票」と「薬の説明書」を薬に添えて、必ず職員に手渡ししてください。
5. 解熱剤、痛み止め、時間単位で飲ませる薬、市販薬、処方された日にちが違う薬は対応できません。
6. 慢性疾患で医師から指示のあった薬、熱性けいれんの予防薬、食物アレルギー、その他医師の判断で治療上薬の使用を必要とする場合はご相談ください。

※保護者が家にいる場合、15時までに迎えに来られる場合、薬は預かれません。

＜気管支拡張テープについて＞

1. 登園時に「薬の連絡票」と共に「薬の説明書」（薬剤情報提供書類）も提出していただきます。
2. 一度はがれてしまったものを、再び貼りなおすことはできません。
3. 気管支拡張テープには日付と名前を記入して貼ってください。
4. 気管支拡張テープを貼っているときは、水遊び、プール、沐浴はできません。（薬の連絡票が無く、気管支拡張テープの使用を見つけた場合もできません）

＜土曜日保育、祝日保育、春季・夏季・冬季保育期間での薬の取り扱いについて＞

通常保育とは現場の状況（保育士の数、他園と一緒に保育する等）が異なり安全に飲ますることが困難なため、すべての薬は預かれません。また気管支拡張テープの使用もできません。